

伊勢崎市情報公開審査会

(答申第6号)

◆諮問第6号 市内小中学校の校舎耐震診断実施結果の個別診断結果の概要（合併前の境町において平成13年4月1日前に作成し、又は取得したもの）の公開請求を拒否することとする決定に係る異議申立てについて

答 申 書

第1 審査会の結論

伊勢崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）が異議申立人である〇〇〇〇氏（以下「異議申立人」という。）の行った行政情報の公開請求（以下「公開請求」という。）に対して、平成20年6月25日付けで行った決定は、伊勢崎市情報公開条例（平成17年伊勢崎市条例第17号。以下「条例」という。）の解釈及び運用においては妥当であると判断する。

第2 異議申立ての趣旨及び経緯

- 1 平成20年6月10日付けで異議申立人は、実施機関に対して、条例第6条第1項の規定により、市内小中学校の校舎耐震診断実施結果の個別診断結果の概要について、公開請求を行った。
- 2 同年6月25日付けで実施機関は、異議申立人の行った公開請求に対して、合併前の境町において平成13年4月1日前に作成し、又は取得した1校分の「耐震診断調査総括（2次）」（以下「本件対象行政情報」という。）を特定し、「対象となる行政情報は、合併前の境町から承継された行政情報であって、境町情報公開条例（平成13年境町条例第2号）の附則により定められた期日（平成13年4月1日）前に作成し、又は取得した情報である」との理由で、行政情報の公開請求を拒否することとする決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年8月25日付けで異議申立人は、実施機関に対して、本件処分は条例の解釈及び運用を誤ったもので、違法不当な処分であることから、「本件処分を取り消すとの決定を求める」との趣旨で異議申立てを行った。
- 4 同年8月27日付けで実施機関は、異議申立人が提出した異議申立書の記載内容に誤りがあるため、補正命令を行い、同年9月4日付けで異議申立人は、異議申立書補正書を実施機関に提出した。
- 5 本件処分のほか、実施機関は、異議申立人の行った公開請求に対して、次のとおり公開決定等を行っており、そのうち、平成17年1月1日前に作成し、又は取得したものについて、異議申立人は、本異議申立てに係る事件（以下「本異議申立事件」という。）の趣旨と同様の内容により異議申立てを行っている（諮問第5号）。
 - (1) 平成17年1月1日前に作成し、又は取得したもの
全部を公開しないこととする決定を行ったもの
 - (2) 平成17年1月1日前に作成し、又は取得したもの
行政情報の任意的公開の申出として取り扱い、その全部を公開しないこととしたもの

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、行政情報公開決定等理由説明書及び審査会における口頭理由説明により、本件処分理由について、次のように説明している。

1 条例が適用される行政情報の範囲

(1) 公開請求の対象となる行政情報

条例において行政情報の公開請求の対象となるものは、条例第2条第2号に規定する行政情報である。このうち、条例の施行日（平成17年1月1日）以後に実施機関が作成し、又は取得した行政情報について、この条例を適用することとしている（条例附則第2項）。

なお、合併前の伊勢崎市、赤堀町、東村及び境町並びに解散前の伊勢崎佐波広域市町村圏振興整備組合及び伊勢崎佐波医療事務市町村組合から承継された行政情報（以下「承継行政情報」という。）については、この条例が適用されないものである（条例附則第3項）。

(2) 行政情報の任意的公開

承継行政情報は、行政情報の公開請求の対象とはならないが、条例では、承継行政情報の公開の申出があったときは、実施機関は行政情報の任意的公開の申出として、これに必ずや努めることとしている（条例附則第4項及び第5項）。

これは、合併前の伊勢崎市、赤堀町、東村及び境町における情報公開条例（以下「旧条例」という。）は、各自治体が地域の実情に応じて定めたものであり、対象とする情報の定義、非公開情報の範囲等に相違があったことから、承継行政情報については、合併後の条例により一律的に判断することはせず、旧条例の規定を尊重しつつ、公開・非公開の判断をしていくべきであるとの考えから、承継行政情報については行政情報の任意的公開の申出として対応することとしたものである。

(3) 条例が適用される行政情報の時限的範囲

条例が適用される行政情報の時限的な範囲は、次のとおりとなる。

ア 平成17年1月1日以後に実施機関が作成し、又は取得した行政情報が公開請求の対象となる。

イ 旧条例において適用することとしていた承継行政情報については、行政情報の任意的公開として対応する。

※ 承継行政情報の任意的公開の申出の対象となる行政情報は、旧条例の規定により適用することとしていたものであり、承継行政情報の任意的公開の申出に対しては、旧条例の規定を尊重して、当該承継行政情報の公開・非公開の判断を行うことになるものである。

2 本異議申立てに係る事件における公開決定等の理由について

本件対象行政情報は、合併前の境町において取得したものであり、条例附則第3項に規定する承継行政情報である。

承継行政情報の取扱いについては、上記1のとおりであるが、本件対象行政情報は、境町情報公開条例により定められていた期日前に取得したものであることから、条例に定める行政情報の公開請求及び任意的公開の申出のどちらの対象にもならない情報である。

以上のとおり、本件対象行政情報は、公開請求をすることができないものであることから

行政情報の公開請求を拒否することとしたものである。

3 その他

異議申立人は、本異議申立てに係る事件において、「市内小中学校の校舎耐震診断実施結果の個別診断結果の概要」について、行政情報の公開請求を行ったものである。

そこで、上記1の解釈に基づき、異議申立人の承諾を得て、これを次のとおり分けて公開請求に係る行政情報を特定し、公開決定等をしたものである。

(1) 平成17年1月1日以後に作成し、又は取得したもの

(2) 平成17年1月1日前に作成し、又は取得したもの

※ 旧条例において適用することとしていた情報に限る。

(3) 旧条例において適用することとしていた期日前に作成し、又は取得したもの

第4 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立人は、異議申立書において、本件処分は違法であり、条例の解釈及び運用を誤ったものであるため、本件処分を取り消すべきである旨の主張をしている。

2 異議申立書、意見書及び審査会における口頭意見陳述による異議申立人の主張の内容は、概ね次のとおりである。

(1) 一市民として、自己及び児童生徒の生命の安全に深く関わる小・中学校の建物の耐震診断の結果の情報を教育委員会に対して行政情報の公開請求をする行為は、国民主権と知る権利に基づいた当然の権利である。

国政でも、耐震診断結果を憂慮し、校舎改築等の予算化を急いでいる。しかも、国民の生命に深く関わる問題であることから、議会や市民に情報を公開し、市民参加による学校施設等の整備計画の検討及び策定をすることが住民自治の基本である。

市ホームページの情報公開制度のページには、情報公開の総合的な推進を掲げ、「行政情報の公開や情報の提供など、情報公開の総合的な推進により、市民の皆さんに市の仕組み、仕事の内容や計画をよく理解していただき、的確な市政認識に基づいた責任ある意思形成と市民参加を促進し、市民の皆さんの意見を反映した市政を進展させる」と記載されている。

税金を経費として得た情報を行政が一方的に占有し、重大事態が発生した場合に誰が責任をとるのか。行政当局が「民に知らせると問題が起こりそうなので行政に任せてほしい」ということは、市民をあまりにも蔑ろにした発想であり、本件処分は、憲法第1条と第21条に違反し、違法不当である。

(2) 避難所にも指定されている学校施設の耐震性を知ることが、安心して生きていく上で必要不可欠なことである。このような考えは常識的な発想であり、他の自治体を見習って公表すべきである。また、教育委員会には、当たり前と思う感覚を大事にしていきたい。

また、万一、地震が発生して学校施設が倒壊することを想定するならば、守らなくてはならない国民の生命はどうなるのか。さきの中国四川省の大地震では、多数の学校が倒壊し、多くの児童生徒と教師が犠牲となった。これを受け、日本の国会でも、小・中学校の

耐震化事業の補助金率を引き上げるための地震防災対策特別措置法の改正案が議員立法で提出され、平成20年6月18日に施行されている。

この事実からも分かるように、第一次の耐震診断であっても、その結果は市民に知らされるべきであり、我々が生命の危機に関する情報を入手することは、「自由及び権利は、国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない」とある憲法の規定に従った当然の行為であり、かかる情報を教育委員会独自の解釈によって公開しないことは憲法に違反している。

- (3) 地震防災対策特別措置法は、その第6条の2第2項において、「地方公共団体は、前項の耐震診断を行った建物ごとに、同項の耐震診断の結果を公表しなければならない」として、耐震診断を実施していない学校について、各市町村に耐震診断の実施とその結果の公表を義務付けた上、私立小中学校などに対しても、国と自治体が地震防災上の配慮をするよう明記した。

なお、同法は、平成22年までの時限措置とされており、国庫補助率の引き上げについては、今年度予算から適用されるものである。

この改正法の施行に伴い、文部科学省は国土交通省と合同で、都道府県や建築士団体などを対象にして会合を開き、学校耐震化の加速を要請した。これ以後、日本各地の自治体において、耐震診断結果の公表が義務として、たとえ第一次の耐震診断であってもその結果が公表されている。

法律には、第一次診断と第二次診断について特に言及していない以上、法律はその文言通りに解釈されるべきものであり、教育委員会のように自己に都合のよい解釈は許されるものではない。この解釈が法律に違反していることは明らかである。

- (4) 教育委員会は、市民の生命に関わるところに予算を投入しないで、少数の児童生徒を選別して教育する事業に莫大な予算を投入している。このような成果主義的なものに費用をかけず、児童生徒の生命に重みを置いた教育行政を運営すべきである。

耐震診断の結果を公開すると、教育行政の予算の優先順位が崩れてしまい、少数精鋭教育優先の考え方が市民に伝わってしまうため、その事実を隠ぺいするために拒否決定をしているのではないか。

- (5) 情報の公開こそが主権者たる市民への責任ある態度であり、学校施設等の整備計画を適正に策定するに当たって欠かせないものである。さらに、耐震診断の結果を公表することにより、市民の関心も高まり、議論も活発となって、よりよい計画を策定することができるのではないか。

第5 審査会の判断の理由

1 異議申立てに係る事件の併合審議及び分離について

本異議申立事件及び諮問第5号として当審査会が諮問を受けた事件は、異議申立人及び実施機関が同一であること、異議申立人の主張がそれぞれの事件に共通した内容であることから、当審査会では、これらの事件を併合して一括審議した。

しかし、その審議過程において、最終的な結論が異なるものとなったことから、これらを分離して答申することとしたものである。

2 条例の基本的な考え方について

条例は、「行政情報の公開を請求する市民の権利を保障することにより、行政運営の公開性の向上を図り、もって市政の諸活動を市民に説明する責務を果たすとともに、地方自治の本旨に即した市政の進展に寄与する」ことを目的として制定されたものであり、情報公開制度を通じて、市民が積極的に市政へ参加することを推進するとともに、市政に対する理解と信頼を深めることによって、開かれた市政の実現を目指すものである。

実施機関は、この目的に従い、市民から公開請求のあった行政情報を原則として公開しなければならない。

しかし、合併前の伊勢崎市、赤堀町、東村及び境町においてそれぞれ定めていた旧条例では、施行日前の文書の分類、整理その他情報公開制度を前提とした文書管理が必ずしも万全に行われていなかったこと等の事情を勘案して、それぞれの条例附則において経過措置を規定し、旧条例の施行の日以後に実施機関が作成し、又は取得した行政情報について、公開請求の対象とすることとしている。

さらに、旧条例では対象とする文書の定義、非公開情報の範囲等に相違があることから、合併後の条例附則において承継行政情報の取扱いについて規定し、条例の解釈及び運用に当たっては、合併後の条例により一律的に判断することはせず、合併前の各自治体が定めた旧条例の規定を尊重しつつ、公開決定等の判断を行うこととしたものである。

3 本件対象行政情報の構成について

本件対象行政情報は、当審査会が見分したところ、合併前の境町において、平成13年4月1日前に作成し、又は取得した小・中学校の校舎（1校2棟分）における第二次の耐震診断結果の報告書である。

報告書は、合併前の境町において診断を依頼した特定の団体が作成したものであり、それぞれ、施設名称、建設年月、耐震指標値その他耐震診断の結果が記載されている。

4 本件処分内容及び妥当性について

(1) 実施機関は、本異議申立事件において、条例附則の規定を適用し、「対象となる行政情報は、合併前の境町から承継された行政情報であって、境町情報公開条例の附則により定められた期日（平成13年4月1日）前に作成し、又は取得した情報である」との理由で公開請求を拒否することとする決定を行っている。

ここで、条例附則に定める承継行政情報の時限的な適用関係を整理すると、次のとおりとなる。

| | | |
|---|------------|----------------------------|
| ア | 伊勢崎市情報公開条例 | 平成10年4月1日以後に作成し、又は取得した行政情報 |
| イ | 赤堀町情報公開条例 | 平成13年4月1日以後に作成し、又は取得した行政情報 |
| ウ | 東村情報公開条例 | 平成13年4月1日以後に作成し、又は取得した行政情報 |
| エ | 境町情報公開条例 | 平成13年4月1日以後に作成し、又は取得した行政情報 |

(2) 本件対象行政情報は、上記3のとおり、合併前の境町において作成し、又は作成した行政情報であることが明らかであり、さらに、条例附則に定める承継行政情報の時限的な適

用関係から、公開請求の対象とならないものであると認められる。

(3) 上記のことから、本件対象行政情報は、条例の適用を受けない行政情報であると判断するものである。

5 その他

当審査会は、実施機関が行った公開決定等に対して不服申立てがなされた場合において、その対象となる行政情報の全部又は一部が非公開情報に該当するか否かを条例の規定及び趣旨に照らしながら調査審議するものであることから、異議申立人のその余の主張については、本異議申立事件の調査審議の対象とはしなかった。

6 結論

以上のとおりであるから、本異議申立事件に対して当審査会は、上記第1の結論のとおり答申するものである。

第6 審査会の付帯意見

本異議申立事件において実施機関が行った決定は妥当であると判断するものであるが、当審査会が別の事件で行った答申（答申第5号）の趣旨を考慮すると、本件対象行政情報その他実施機関が保有する耐震診断の結果に係る情報については、市民等に積極的に提供することが望ましいものとする。

なお、情報提供に当たっては、耐震診断の方法の区分、Is 値が示す意味等を明示するなど、情報公開制度の趣旨、目的等に則り、適切な対応を図るよう実施機関に要望する。

第7 調査審議の経過

当審査会における本異議申立事件に係る調査審議の経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

審査会における調査審議の経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|---------------------------------|--|
| 平成 20 年 9 月 9 日 | ○ 実施機関から「諮問書」を受領 |
| 平成 20 年 9 月 22 日 (第 3 回審査会) | ○ 審議 |
| 平成 20 年 9 月 22 日 | ○ 実施機関に「行政情報公開決定等理由説明書」を提出要求 |
| 平成 20 年 10 月 17 日 | ○ 実施機関から「行政情報公開決定等理由説明書」を受領 |
| 平成 20 年 10 月 27 日 (第 5 回審査会) | ○ 審議 |
| 平成 20 年 11 月 4 日 | ○ 異議申立人に「行政情報公開決定等理由説明書」の写しを送付 ○ 実施機関及び異議申立人に「不服申立事件併合通知書」を送付 |
| 平成 20 年 11 月 12 日 | ○ 異議申立人から「意見書」を受領 |
| 平成 20 年 11 月 17 日 (第 6 回審査会) | ○ 実施機関による口頭理由説明 ○ 審議 |
| 平成 20 年 12 月 5 日 | ○ 実施機関に「意見書」の写しを送付 |
| 平成 21 年 1 月 21 日 (第 7 回審査会) | ○ 異議申立人による口頭意見陳述 ○ 実施機関による口頭理由説明 ○ 審議 |
| 平成 21 年 2 月 10 日 (第 8 回審査会) | ○ 審議 |
| 平成 21 年 3 月 9 日 | ○ 実施機関及び異議申立人に「不服申立事件分離通知書」を送付 |